

7. 応募制限

- (1) 応募の申請は、1 団体 1 事業に限ります。
- (2) 申請された事業について、他からの助成を受けているか又は受けることになっている場合は応募できません。

8. 応募方法

本会所定の「令和6年度社会福祉活動助成金交付申請書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、次の書類を添えて申請してください。

- (1) 当年度の事業計画書・収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書・収支決算書
 - (3) 定款又は会則・規約、役員名簿
 - (4) 団体の活動を紹介する資料、活動の内容が把握できる資料
 - (5) 事業費の使途に備品等の購入が含まれる場合は、見積書(写)等
- ※ 備品とは、1 個又は 1 組の価格が 1 万円以上で、形状等があまり変化しないものです。
 - ※ 申請受付後、必要に応じて追加資料の提出や電話等での問い合わせをさせていただきます。
 - ※ 申請書類の返却はいたしません。
 - ※ 申請書(様式第1号)は、応募期間中、本会ホームページ上で取得可。

【富山市社会福祉協議会ホームページアドレス】

<http://www.toyamacity-shakyo.jp/>

9. 注意事項

飲食代等、本事業になじまない項目が含まれている場合、その費用を除いた総事業費について審査いたします。

予算以上の申請があった場合、備品購入が主たる事業へは助成できない場合があります。

10. 助成金の決定

- (1) 審査・決定通知は 6 月中旬までに行う予定。
- (2) 助成金の送金は、指定された金融機関へ 6 月下旬までに行う予定。

11. その他

当助成金を通して、「富山市社会福祉協議会」を広くPRしたいので、活動パンフレットや広報活動において、助成を受けた旨を明記して下さい。

12. 申請送付・問い合わせ先

〒939-8640 富山市今泉 83-1
社会福祉法人富山市社会福祉協議会 本所・福祉総務課総務係あて
TEL 422-3400 FAX 491-2433
ホームページ <http://www.toyamacity-shakyo.jp/>